

追 加 議 事 日 程 (1)

第 7 回 定 例 会
R 6 . 7 . 1 8 午 後 3 時
狛 江 市 役 所 4 階 特 別 会 議 室

1 審 議 事 項

(1) 議 案 第 4 2 号

狛 江 市 立 公 民 館 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

2 報 告 事 項

— 事 務 報 告 —

(1) 令 和 6 年 学 校 保 健 安 全 法 第 2 0 条 に 基 づ く 臨 時 休 業 に つ い て (4)

議案第 42 号

狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 7 月 18 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

市民センター改修に伴う中央公民館の休館期間中に、中央公民館の備品を西河原公民館でも貸出ができるようにするため、所要の改正を行う。

狛江市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和6年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市立公民館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
付 則 1～4 （略） <u>（改修に伴う休館期間中の措置）</u> 5 <u>令和6年9月1日からの狛江市立中央公民館休館期間中は、</u> <u>狛江市立中央公民館の備品を狛江市立西河原公民館において使</u> <u>用することができる。この場合において、使用料は別表第4の</u> <u>狛江市立中央公民館における備品使用料の例による。</u>	付 則 1～4 （略）

付 則

- 1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の狛江市立公民館条例施行規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

令和6年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(4)

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしましたので報告します。

学校名	対象	期間
狛江第四中学校	第3学年1学級	令和6年7月4日から7月5日まで

理由は、「新型コロナウイルス感染症様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。」です。